

平成19年(行ウ)第165号 怠る事実の違法確認請求事件(住民訴訟)
原告 小林洋一 他1名
被告 大阪府知事 橋下 徹

訴えの変更申立書

原告は次の通り、平成19年10月11日付け訴えの変更申立書記載の請求の趣旨を追加的に変更する。

平成20年4月23日

大阪地方裁判所 第2民事部甲丙係 御中

原告 太田 計
原告 小林 洋一

記

第一 変更後の請求の趣旨

- 2 項の予備的請求を追加し、平成19年10月11日付け訴えの変更申立書記載の請求の趣旨を次の通り変更する。

(主位的請求)

- 1 被告大阪府知事は、別紙一覧表1(議員別不当利得額)記載の大阪府議会議員及び前大阪府議会議員に対し同一覧表記載の不当利得返還請求権を有するところ、これを怠ることは違法であることを確認する。

(予備的請求)

- 2 被告大阪府知事は、本訴えの変更申立書別紙一覧表1(議員別不当利得額)記載の大阪府議会議員及び前大阪府議会議員に対し同一覧表記載の不当利得返還請求権を有するところ、これを怠ることは違法であることを確認する。

3 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

第二 請求原因の追加

訴状記載の請求の原因に予備的請求に関する請求の原因を次の通り追加する。

1 会期内の法定外会議に関する費用弁償の支給について

被告は、岐阜地方裁判所判決(平成 15 年 2 月 26 日判決)を参照し、法定外会議も公務に位置づけられ、費用弁償の支給に違法性は無いと主張する。

しかしながら、この判決が判示するのは判決文 P19～P20 の以下の部分である。

(下線は原告付加 以下同じ)

(1) 地方自治法 203 条 3 項違反について

ア 地方自治法 203 条 3 項は、普通地方公共団体の議会の議員は職務を行うため要する費用の弁償を受けると規定しているところ、原告らは、同費用について、議員の職務が法令上の根拠を持つ場合の費用、すなわち本会議及び委員会に出席する場合に要する費用に限定される旨主張する。

しかし、議会は、会議又は委員会が実施されない日であっても、会期中はこれを通じて活動能力を有するのであって、前記第 2 の 1(2)記載の岐阜県議会議事規則の規定、乙 5 の 1 から 4 まで及び弁論の全趣旨を総合すれば、会期中は本会議への出席のほか、議案精読、議案調査、協議、打合せ、質問準備、情報収集等の会議の準備行為を集中的に行う必要があることが推認されるから、議決休会日は、このような議員の諸活動に対応するための日として設けられたものと認めるのが相当である。

そうすると、議決休会日は、本会議を開催しないというだけで、議会活動

の一環として議員が議案調査等を行う会期中の期日であり、議員が実際に議案精読等を行った場合は、議会への出席と同視することができるというべきである。このような性質を有する議決休会日に、実際に議員が議案調査等のために議会棟へ登庁し、かつ、登庁報告届を提出した場合に、これを職務を行ったものと同視して、費用弁償の対象とする本件取扱いには合理性があるというべきである。

即ち、会期内における議員活動について判断したもので、会期外については何ら判断していない。原告は法定外会議に対する費用弁償の支給は会期内或いは会期外に拘わらず違法と考えるが、仮に本判決のように会期内については、法定外会議への出席を費用弁償の対象として取り扱う事が許された場合について、予備的請求として違法な費用弁償の支給額を検討する。

2 違法な費用弁償額

ア 本件請求対象の会期

関係する会期を次に示す。

平成 18 年第 2 回定例会 18 年 5 / 22 から 5 / 30

平成 18 年第 3 回定例会 18 年 9 / 28 から 10 / 23

平成 18 年第 4 回定例会 18 年 12 / 8 から 12 / 15

平成 19 年第 1 回定例会 19 年 2 / 20 から 3 / 12

平成 19 年臨時会 19 年 4 / 23

平成 19 年第 2 回定例会 19 年 5 / 22 から 5 / 29

イ 上記会期内の法定外会議を費用弁償の対象と認定し算定した議員別不当利得返還請求額は別紙 1 及び別紙 2 である。

以上